障害福祉サービス

【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援】

重要事項説明書

様

平成 29 年 9 月改訂版

介護ステーションみらい

重要事項説明書

（平成　29 年　9 月　1 日現在）

1. 事業所の概要

事業所の名称	介護ステーションみらい		
所在地 電話番号	住所　〒503-0934　　岐阜県大垣市外渕 4-92-2 ＴＥＬ　0584-89-5157　　ＦＡＸ　020-4664-1055		
事業所番号	2172102101（介護保険法）	指定取得日	2012 年　8 月　1 日
	2112100728（障害者総合支援法）	指定取得日	2013 年　2 月　1 日
	中運自旅一第 30 号(特定旅客自動車運送事業)	指定取得日	2013 年　4 月　22 日
管理者名	八色　勝治		
事業の目的	・それぞれの出来る限りの能力を引き出しながら自立を目的とした支援を行う ・相互扶助の理念から、地域密着型の新しいサービス事業を確立する		
運営の方針	・最新の介護保険法・障害者総合支援法に則り、充実したサービスを提供する ・利用者の置かれた環境を尊重し、心身両立のサービス体制を構築する		
自己評価の実施状況	1 回/月	研修の実施状況	6 回/年

2. 事業者の概要

事業者(法人)名	同）西濃企画		法人種別	営利法人
代表者	役職名	代表	氏名	八色　勝治
所在地 電話番号	住所　〒503-0934　　岐阜県大垣市外渕 4-92-2 ＴＥＬ　0584-89-5157　　ＦＡＸ　020-4664-1055			
事業内容	介護保険法による訪問介護・介護予防訪問介護 障害者総合支援法による居宅介護・重度訪問介護・同行援護 法適用外サービス（総合生活支援・有償運送）			
事業所の種類・数	（種類）訪問介護・障害者福祉サービス・法適用外サービス　（数）　1ヶ所			

3. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	合計員数 (常勤換算)	資格等	業務内容
管理者	1 人		1 人（1 人）	シニアライフコンサルタント 淳サービス介助士	介護従業者及び業務の管理
サービス提供責任者	1 人		1 人(1 人)	介護福祉士	利用調整、技術指導、入浴、排泄、食事等生活全般の援助
訪問介護員	3人	6人	9 人(4人)	2 級･初任者･重訪	入浴、排泄、食事等生活全般の援助

4．事業の実施地域

実施地域	大垣市・海津市・安八郡・養老郡・不破郡・揖斐郡（揖斐川町を除く）/ 羽島市

※上記地域以外でもサービスを実施する場合があります。

5．営業日時

営業日	日曜日から土曜日（12/30～1/3 を除く）	営業時間	8:00～18:00
サービス提供日	日曜日から土曜日（原則 365 日）	サービス提供時間	6:00～23:00
休日の緊急連絡方法	管理者等への直通電話　　事業所：0584-89-5157　管理者：090-3950-4194		

６．サービスの主たる対象者について（該当する障害種別を記入）

居宅介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者
重度訪問介護	身体障害者・障害児（身体に障害のある児童のみ）
同行援護	視覚障害を有する身体障害者・視覚障害を有する障害児（身体に障害のある児童のみ）
移動支援	居住市区町村においてサービス利用の許可を得ている方

７．提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

（１）提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
居宅介護計画等の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し・必要に応じて見直しを行います。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理・洗濯・掃除	利用者の食事の用意・衣類等の洗濯・居室の清掃などを行います。
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
通院等介助		通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動(公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る)のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
重度訪問介護		重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
同行援護		移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）・援護を行います。 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
移動支援		社会生活上必要不可欠な外出（病院・自立支援施設など）を行います。

（２）従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

①医療行為・違法行為・迷惑行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの了承の得ていない預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食等の許可のない授受

④利用者の同居家族に対するサービス（利用者の居室以外の居室・庭等の掃除・手入れ等）

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）

⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く）

（３）サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費等対象サービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額、及び市町村が定める額がサービス料金となります。このサービス料金のうちの一部（原則９割）は市町村

から介護給付費等が支給されます。介護給付費等は当事業所が市町村から直接受け取りますので、利用者は、サービス料金から介護給付費等の額を差し引いた額（利用者負担額といいます。原則サービス料金の１割です。）を当事業所にお支払いいただきます。なお、利用者負担額は、原則サービス料金の１割ですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が１月の負担の上限額となりますので、記載されている金額以上ご負担いただく必要はありません。

◆サービス提供の時間帯により時間外料金が加算されます。

早朝・夜間	午前 6 時～午前 8 時・午後 6 時～午後 10 時	25%増し
深夜帯	午後 10 時～午前 6 時	50%増し

※ サービス提供時間数は、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。

※ 利用者の同意のもと、従業者２人で訪問した場合の費用は２人分となります。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

（４）その他

交通費 同行費用等	通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費や、同行援護サービス等で必要となる移送経費・施設入場料・拝観料などは、別途必要となる場合があります。
キャンセル料	サービス提供の 1 時間前までに連絡がない場合 1,000 円のキャンセル料金が発生します。ただし、やむを得ない場合等は発生しない場合もあります。
その他	サービス提供で必要となる利用者宅での経費は、別途利用者の負担となります。

○保険適用外サービス（暮らし応援サービス・有償運送サービス）

当事業所では、介護保険で利用できない自費サービスもお受けしています。生活全般におけるお手伝いサービス・福祉移送サービスなどをご用意しています。おおまかな費用は下記のとおりです。

暮らし応援サービス	1,900 円/1 時間（早朝・夜間 25%増し、深夜 50%増し）、自動車移動経費 1km45 円
有償運送（介護タクシー）	3km まで基本料金 500 円、以降 1km ごとに 150 円加算

※保険適用外サービスの詳細は、別紙事業所リーフレットに記載してあります。

８．利用料金、その他の費用のお支払い方法

利用料、その他の費用は利用月ごとに計算し、請求いたします。毎回のサービス実施記録の利用者控えと照合の上、利用月の翌月末日までに、事業者指定の方法でお支払いください。

９．サービスの提供にあたっての留意事項

（１）市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供にあたり、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

（２）居宅介護計画等の変更等

居宅介護計画等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。必要な調整をいたします。

（３）貴重品の預かりについて

貴重品等は原則お預かりしません。ただし、サービス提供に支障が生じる場合の居室の鍵等につきましては、関係事業者と利用者および同居家族等で協議のうえ、利用者宅に「保管箱」等を設置し、必要不可欠時のみ最低限度の範囲内で利用するものとします。

１０．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　　八色　勝治

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制及び、それに伴う研修体制を整えています。

１１．情報提供の制限

利用者本人又はご家族・法定代理人以外への情報提供はできません。情報提供の請求には、本人又はご家族・法定代理人であることを証明する書類が必要です。

１２．個人情報の保護について

当該事業所は、利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努め、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守します。

(1)当該事業所の従業員は介護保険法等の規定に基づき、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

(2)当該事業所の従業員であったものは、退職後も正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

(3)当該事業所では利用者の医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で他の同系指定事業者等との連携の必要がある場合に限り、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

※本人の同意を得ずに情報の提供を行う例外的な場合は、①検査等の業務を委託する場合、②外部監査機関への情報提供、③あらかじめ特定の機関（病院等）と情報を共有することを利用者との間で取り決めている場合があります。

１３．緊急時の応対方法

サービスの提供中に容体の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等)、支援相談員・介護支援専門員等に連絡致します。

１４．事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者のお住まいの市町村、ご家族、相談支援事業所・居宅介護支援事業所等に連絡致します。

１５．サービス内容及び個人情報取り扱い等に関する苦情・相談について

サービスの内容及び個人情報取り扱い等に関する苦情･相談等は、下記の福祉課窓口にご連絡ください。

【事業者の窓口】 同）西濃企画：介護福祉事業部	所在地　岐阜県大垣市外渕 4-92-2	0584-89-5157（090-3950-4194）
【地域包括支援センターの窓口】 大垣市役所：障害福祉課	所在地　岐阜県大垣市丸の内 2-29	0584-82-1166
【その他の市町村役場】	【窓口】	
海津市役所	海津市海津町高須 515	0584-53-1111
養老町役場	養老郡養老町高田 798 番地	0584-32-1100
垂井町役場	不破郡垂井町 1532-1	0584-22-1151
関ケ原町役場	不破郡関ケ原町関ヶ原 894-58	0584-43-1111
安八郡広域連合	安八郡安八町中須 410-1	0584-63-2050
揖斐郡広域連合	揖斐郡揖斐川町上南方 1-1	0585-23-0188
山県市役所	山県市高木 1000-1	0581-22-2111

１６．契約の解約、終了

- 契約は有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には契約終了希望日の　１４　日前までにお申し出ください。解約料等は徴収いたしません。
- 事業者からの解約はやむを得ない場合のみとし１ケ月以上の期間をおき理由を通知します。

１７．損害賠償

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

１８．担当のサービス提供責任者

あなたを担当するサービス提供責任者は　西山　朱美　ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

個人情報使用同意書

私（利用者)、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

１．使用する目的

（１） 居宅サービス・障害福祉サービス利用にあたり、サービス担当者会議及び医療機関や同系の指定事業所等との連携において必要な場合

（２） 利用者が自らの意思によって、サービスの変更や併用を行う場合の契約に伴う必要最小限度の情報の提供

２．使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

３．使用する期間

契約で定める期間

４．条件

（１） 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う

（２） 個人情報を使用した会議等においては、出席者、議事内容等を記録しておく

障害福祉サービス提供開始にあたり、重要事項及び個人情報の取り扱いについての説明をしました。

説明日　平成　　年　　月　　日

【説明者】

（職名）　サービス提供責任者　（氏名）　　西山　朱美

【事業者】

法　人	（名　　称）	同）西濃企画
	（所　在　地）	岐阜県大垣市外渕 4-92-2
	（代表者名）	八色　勝治
事業者	（名　　称）	介護ステーションみらい
	（所　在　地）	岐阜県大垣市外渕 4-92-2

私は、事業者から重要事項及び、第 12 項「個人情報保護について」の利用取り扱い条項・「個人情報使用同意者」の説明を受け、障害福祉サービスの利用に同意しました。

利用者　（氏　名）　　印

家族（代理人等）　（氏　名）　　印